

令和4年度 第3回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会 次第

日時：令和4年10月13日（木） 午後2時から

場所：桜井市役所 本庁 3階 災害対策本部室

1. 開 会

2. 挨拶 会長 笹谷 清治

3. 議 事

1. デマンド型乗合タクシー（穴師・江包）の内容変更について

資料1 デマンド型乗合タクシー（穴師・江包地区）の運行について

資料2 桜井市デマンド型乗合タクシーご利用案内（穴師・江包地区）

2. 「桜井市地域公共交通計画」策定事業について

資料3 「桜井市地域公共交通計画」策定事業について

資料4 交通事業者ヒアリング調査・施設アンケート調査の結果について

資料5 ニーズと課題の整理

資料6 基本的な方針及び目標の設定（案）

資料7 目標と施策の関係性（案）

デマンド型乗合タクシー（穴師・江包地区）の運行について

市民からの要望

年齢制限を撤廃し、だれもが利用できる運用にしてほしい。

経緯

利用が少ない西北部循環線の再編と、地元から要望が出ていた穴師・江包両区へのデマンドタクシー導入について、令和元年6月以降、事務局と関係地区の区長との間で協議し、令和3年10月1日より西北部循環線の減便と穴師・江包地区へのデマンド型乗合タクシーの運行を実施した。

運行内容

資料2 桜井市デマンド型乗合タクシーご利用案内（穴師・江包地区）

利用状況

登録者数 78人（令和4年9月末時点）

利用人数（単位：人数）

令和3年			令和4年								
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	1		1					2	2		

スケジュール

1月1日 運行内容変更（年齢制限撤廃）

桜井市デマンド型乗合タクシーご利用案内

穴師・江包地区から、イオン桜井店、桜井市役所、桜井駅北口、済生会中和病院まで運行する予約型の乗合タクシーです。あらかじめ、決められた曜日、時刻に予約があった時に運行し、みなさんで乗り合ってください。

【運行日】

○ 月曜日～金曜日（土・日・祝と12/29～1/3は運休）

【運賃】

○ 一乗車 大人 400円（身体障害者手帳をお持ちの方 200円）

【運行時刻・運行ルート】

○ 行き 9:00 発（穴師・江包地区の個人宅 ⇒ イオン桜井店 ⇒ 桜井市役所 ⇒ 桜井駅北口 ⇒ 済生会中和病院）

※この時刻は1人目のご自宅にお伺いする時刻ですので、予約状況に応じて、2人目以降は遅くなります。あらかじめご了承ください。

○ 帰り 12:00、15:00 発（済生会中和病院 ⇒ 桜井駅北口 ⇒ 桜井市役所 ⇒ イオン桜井店 ⇒ 穴師・江包地区の個人宅）

※この時刻は済生会中和病院を出発する時刻ですので、桜井駅北口・桜井市役所・イオン桜井店の到着時刻は5～10分程度遅くなります。あらかじめご了承ください。

ルート上での途中下車は出来ません。また、天災等により運行ルート及び時間を変更、または休止する場合がありますのでご了承ください。

【予約方法】

① 予約したい便があれば、運行業務を委託している「日の丸交通株式会社

TEL0744-42-3255」に電話してください。

② まず、「桜井市デマンド型乗合タクシーの予約をしたい」

とお伝えください。

③ お手元に「利用登録証」をご用意いただき、

・ 登録NO.

・ お名前

・ 利用したい便

をお伝えください。

④ 日の丸交通株式会社が予約を確認し、「承知いたしました。それでは〇〇〇でお待ちください。」と申し上げますので、これで予約が完了となります。

※ 「穴師・江包地区発済生会中和病院行」は前日の夜9時まで
「済生会中和病院発穴師・江包地区行」は予約便の出発時刻の30分前までに必ず行ってください。

※ 済生会中和病院から予約される場合は、病院内に設置しております日の丸交通直通専用電話（無料）をご利用いただけます。

【乗車方法】

○ 乗車の際、「利用登録証」を運転手にご提示ください。

○ 降車の際に現金で運賃をお支払ください。

※ 利用登録証をお持ちでない人はご利用できませんのでご了承ください。

※ 利用登録証は他人に譲渡できません。

※ 乗合タクシーには、車体側面に「桜井市デマンド型乗合タクシー」と表示されたピンク色のマグネットが貼ったタクシーがありますので、その表示をしているタクシーにお乗りください。

【その他】

○ ご利用は、穴師・江包地区に在住の60歳以上の方に限られます。

○ この利用登録証に有効期限はございません。転出されるなど必要がなくなった場合は、速やかに桜井市役所 行政経営課までご返却ください。

【問合せ先】 桜井市役所 市長公室 行政経営課
TEL：0744-42-9111（内線1262）

「桜井市地域公共交通計画」策定事業について

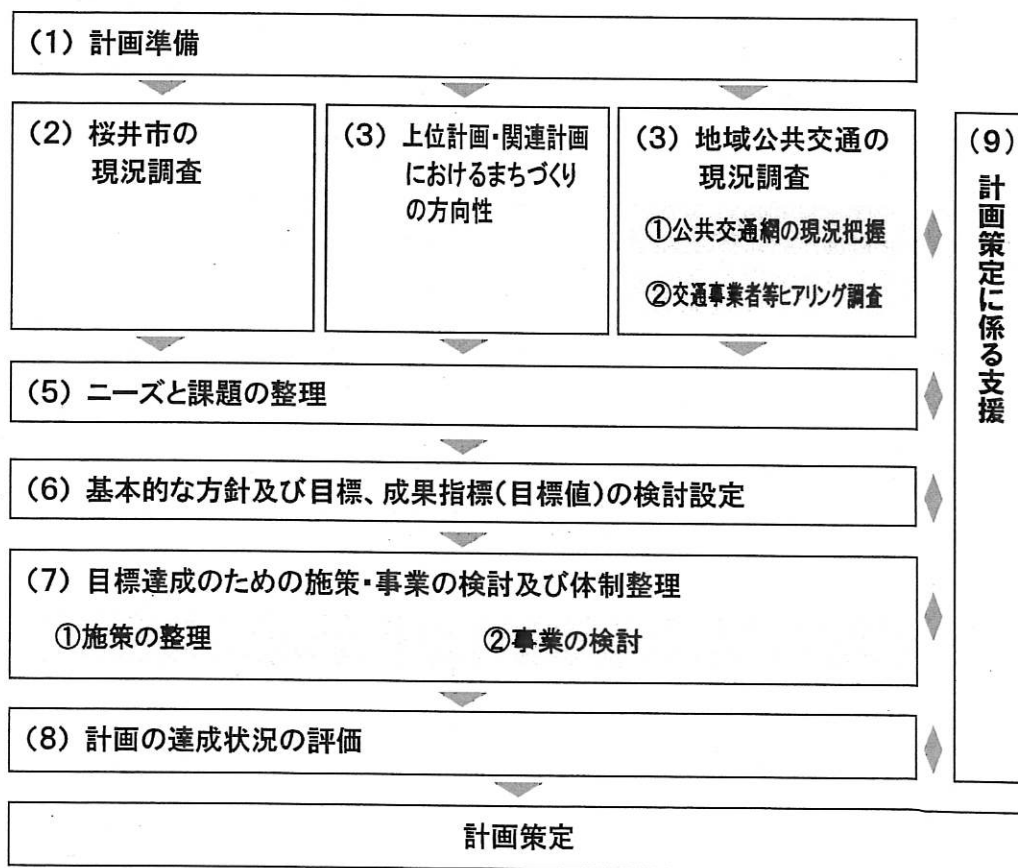
1. 事業の目的

桜井市における公共交通網は、鉄道(JR万葉まほろば線、近鉄大阪線)、奈良交通路線バス、桜井市コミュニティバス4路線、デマンド型乗合タクシーなどが運行している。

これら公共交通については、利用者の減少や収支の悪化、運転士不足など需要と供給の両面で人口減少局面の影響を受けており、今後さらに人口減少・高齢社会の進展により、その影響はますます増大することが見込まれている。

本事業は、今後の社会情勢に伴う移動需要の変化を見据えつつ市内の地域の公共交通体系の整備と各公共交通機関の連携体制を確立し、地域住民及び利用者にとって利便性の高い持続可能な交通網を形成するための公共交通施策のマスタープランとなる「桜井市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

2. 事業内容



(1)計画準備

本業務目的を十分に把握したうえで、業務の実施方針、内容、スケジュール及び実施体制を整えるものとする。

(2)桜井市の現況調査

桜井市の地勢、土地利用、人口、産業等の基礎データ、商業施設、医療機関及び教育施設等の移動目的地の分布と日常生活圏の形成状況を整理し分析を行う。

(3)上位計画・関連計画におけるまちづくりの方向性

総合計画及び本業務に関連する計画を整理し、桜井市が目指す将来像及び公共交通に関する基本方針を整理する。

(4)地域公共交通の現況調査

① 公共交通網の現況把握

鉄道・バス等の公共交通のネットワークと運行状況・運行形態及び利用状況の推移や特性、運行に係る経費や自治体からの補助金等、経営状況の現状等について把握、分析を行う。

② 交通事業者等ヒアリング調査

市内を運行する路線バスやタクシーの運行事業者、目的地となる観光施設や商業施設等の主要施設等に聞き取り調査を行い、利用者の特性や桜井市の公共交通の問題点、公共交通の見直しにあたって留意すべき点等を把握する。

(5)ニーズと課題の整理

前項までの結果及び令和3年度桜井市で実施した住民アンケート調査、利用者アンケート調査を踏まえ、公共交通が直面している状況を把握し、桜井市における公共交通に求められるニーズと解決すべき課題を整理する。

(6)基本的な方針及び目標、成果指標(目標値)の検討設定

前項までの結果を踏まえ、まちづくりや観光振興、福祉等様々な視点から、公共交通が果たすべき役割と持続可能な公共交通網の形成に向けての基本的な方針と目標、成果指標(目標値)を設定する。

(7)目標達成のための施策・事業の検討及び体系整理

① 施策の整理

課題の解消や目指すべき将来像の実現等のために必要となる施策について整理する。

② 事業の検討

①の施策を進めるために必要となる事業を整理(目的、概要、事業実施に要する期間等)する。

(8)計画の達成状況の評価

目標や事業等の達成状況进行评估する手法及び評価の時期を整理する。

(9)計画策定に係る支援

協議会(4回を予定)に必要な資料を作成するとともに、必要な準備、出席及び議事録の作成を行う。また、打ち合わせが必要となったときは随時、打ち合わせを実施するとともに打合せ記録簿を作成し、その都度提出するものとする。

協議会委員の報酬・旅費・会議費等については、当該業務委託料に含まない。

基本的な方針及び目標の設定(案)

1. 基本的な方針及び目標の位置づけ

桜井市地域公共交通計画の基本的な方針及び目標を設定するにあたり、それぞれの位置づけを整理すると以下のとおりである。

表 基本的な方針と目標の概要

項目	概要
基本的な方針	・計画が目指す将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定めます。 ・また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理します。
目標	・基本的な方針に即して目標を設定します。

2. 基本的な方針の検討

まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理し、基本的な方針を検討した。その結果を以下に示す。

■上位計画

第6次桜井市総合計画(令和3(2021)年3月)

将来像: はじまりの地から未来へ 歴史と自然がいきづく万葉のふるさと 桜井

【都市】心豊かに暮らせるまち

地域の実情にあった多極ネットワーク型コンパクトシティの形成により、誰もが不自由なく移動でき、必要な都市機能を利用し、地域特性や市民一人ひとりの価値観にあった生活環境の中で便利に生活している。

桜井市人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略(R4(2022)年3月改訂)

【基本目標④】誰もが安心して快適に暮らせるコンパクトなまちづくり戦略的プロジェクト

都市機能誘導区域・居住誘導区域内の都市基盤や都市機能、健康・福祉施設の整備を進めるとともに、サブ拠点、中山間地域の小さな拠点などとの交通ネットワークを形成することで誰もが快適に、安全・安心に暮らしています。また、一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの立場や価値観を認め合って生活しています。

桜井市地域公共交通計画

(令和5(2023)年策定予定)

基本理念:

誰もが 快適に 安全に
暮らせるために
移動できるまち 桜井

基本方針:

1. 地域特性に見合った公共交通ネットワークの構築
2. みんなに優しい公共交通サービスの提供
3. まちづくりと連携した公共交通環境の形成
4. 地域の移動手段を守るための公共交通の利用促進

■まちづくり計画

桜井市都市計画マスタープラン(令和3(2021)年11月)

まちの元気を先導するコンパクトなまちづくり

- ・中心拠点の複合的な都市機能の充実
- ・地域拠点、サブ拠点等のコミュニティ・交流機能の充実
- ・観光拠点の賑わい機能の充実
- ・拠点地区周辺の回遊・滞留性のある環境づくり
- ・拠点地区周辺や公共交通利便性の高い地域における居住環境の向上と人口密度の維持
- ・拠点地区を誰もが利用しやすい交通サービスの維持・増進

桜井市立地適正化計画(平成30(2018)年3月)

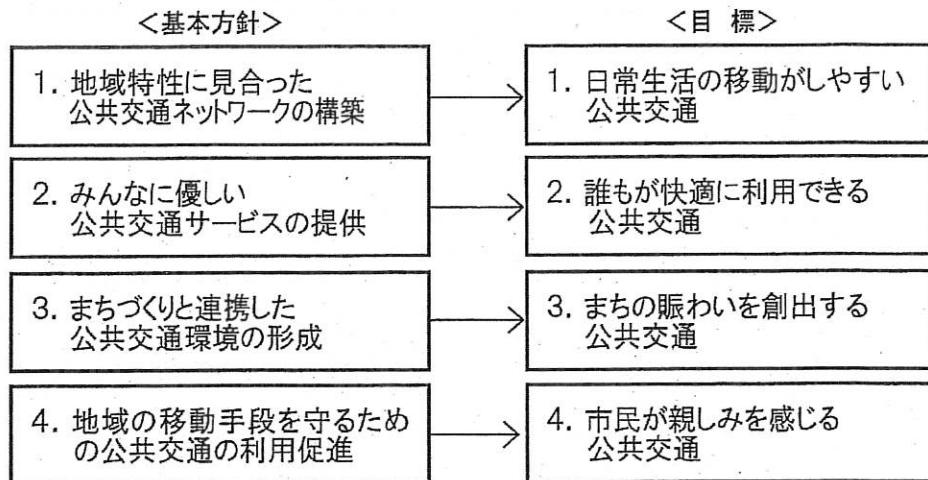
基本理念: 活力ある中心市街地と地域性あふれる拠点をつなぐ、集約・連結型都市 桜井

基本方針: 過度にクルマ移動に頼らない、都市交通体系の構築

増加する交通弱者の移動需要が高まる中、過度に依存するクルマ利用から地域公共交通等への転換を促し、来訪者も含めた誰もが不自由なく移動できる都市交通ネットワークの構築を進めます。具体的には、充実した鉄道網を軸に、路線バス、コミュニティバス、自転車・歩行空間の移動環境の充実を図り、各鉄道駅へのアクセス性・周遊性を高めます。また、近年、健康志向が高まる中、市民の健康増進に向けた「歩く」環境等が整った歩きやすい歩道等のネットワークを構築し、クルマに頼らずに暮らせるまちづくりを進めます。

3. 目標の検討

基本的な方針に即して目標を検討した。その結果を以下に示す。



4. 成果指標(目標値)の検討

目標の検証を行うために、成果指標を検討した。その結果を以下に示す。

表 評価指標(目標値)

目標	指標		区分
1. 日常生活の移動がしやすい公共交通	コミュニティバス利用者数(総数)※		標準
	デマンド型乗合タクシー利用者数(総数)※		標準
	路線バス利用者数(総数)※		標準
	鉄道駅乗車人員(総数)		標準
	コミュニティバスへの公的資金投入額(市民1人あたり)		標準
	ーコミュニティバスへの支出		
	ーコミュニティバスへの収入		
	ーコミュニティバスへの公的資金投入額		
	ー人口		
	コミュニティバスの収支率		標準
2. 誰もが快適に利用できる公共交通	高齢者の運転免許証自主返納者数		選択
	神社仏閣最寄りバス停の乗降者数		選択
3. まちの賑わいを創出する公共交通	主要施設最寄りバス停の乗降者数	商業施設	選択
		病院	選択
	市街地で公共交通の情報提供を実施している施設数		推奨
4. 市民が親しみを感ずる公共交通	コミュニティバスの乗り方教室開催回数		推奨
	市民1人が1年間にコミュニティバスを利用する回数		推奨
	ーコミュニティバス利用者数		
	ー人口		

※桜井市人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略で重要業績評価指標(KPI)に設定

目標と施策の関係性 (案)

目標	施策メニュー	施策	市民	事業者	行政
1. 日常生活の移動がしやすい公共交通	1-1 地域の拠点を結ぶ公共交通ネットワークの形成	①公共交通ネットワークの維持・確保		○ (交通)	○
		②コミュニティバスの運行ルートやダイヤの見直し		○ (交通)	○
		③デマンド型乗合タクシーの運行サービスの見直し		○ (交通)	○
	1-2 交通結節点の機能強化	④鉄道駅のポテンシャル向上 ⑤鉄道駅における情報提供の充実		○ (交通)	○
2. 誰もが快適に利用できる公共交通	2-1 誰もが安心して利用できる移動手段の確保	⑥高齢者が外出しやすい環境整備		○ (交通)	○
		⑦誰もが安心して利用できる公共交通環境の整備 (バリアフリー化、バス停整備)		○ (交通)	○
		⑧観光客目線による公共交通環境の整備		○ (交通)	○
	2-2 わかりやすい運賃設定等	⑨コミュニティバスの運賃設定の見直し ⑩キャッシュレス決済の推進		○ (交通)	○
3. まちの賑わいを創出する公共交通	3-1 施設等との連携による公共交通の利用促進	⑪施設等と連携した公共交通利用者を対象としたサービスの提供		○ (施設)	○
		⑫施設等での公共交通等の情報提供		○ (交通)	○
		⑬年間を通じた誘客施策の実施		○ (交通)	○
	3-2 他部局との連携による公共交通利用の増進	⑭鉄道駅周辺の集客施設の誘導			○
4. 市民が親しみを感ずる公共交通	4-1 公共交通に対する意識醸成	⑮モビリティ・マネジメントの実施 (※)	○	○ (交通)	○
		⑯高齢者等を対象とした乗リ方教室の実施	○	○ (交通)	○
	4-2 その他公共交通に関する取組の実施	⑰関係者が連携した公共交通に関する情報発信	○	○ (交通)	○
		⑱コミュニティバスの運賃以外の収入の確保		○ (施設)	○

※モビリティ・マネジメント：1人1人の移動が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策